

平成22年第3回定例会 建設常任委員会

平成22年10月1日

服部委員

法人県民税・事業税の超過課税については、先ほどの議論を拝聴させていただきました。その活用目的を道路等の社会基盤整備に利用していこうというお話でございます。道路等との事業ということになれば、直接、県土整備局が実施するというので、超過課税の使途目的が集約化され、一定の施策目的を持って、そして、執行においては単独の局にほとんど集約されるだろうということでございますので、その辺のねらいが功を奏す御努力を期待しつつ、何点か確認したいと思います。

一つは、平成22年度の、法人県民税・事業税の超過課税は、法人県民税、法人事業税、それぞれどのくらいになっているのでしょうか。

県土整備局経理課長

平成22年度当初予算ベースで、法人県民税が28億円、法人事業税が74億円、合計で102億円を見込んでいますと聞いております。

服部委員

私も議会の構成員の一員として、この使途目的を定めていくという議論にかかわってきていますし、議決にも関与しているのですが、合計102億円というのは、やっぱり少しずつ今の景気を反映してきていて、少なくなってきたのかというふうに思うのでありますが、これを有効に使っていかなければいけないと、そんなふうに今感じました。

法人県民税・事業税の超過課税を延長した場合、平成23年度の収入は、これまでの財政当局とのヒアリングでどんなふうに受けられていますか。

県土整備局経理課長

超過課税が延長された場合の5年間の収入額といたしましては、約750億円を見込んでおります。単純に平均を出させていただきますと、年150億円というような数字になります。

服部委員

今単純にということで150億円。平成22年度の予算計上額が102億円です。ちょっと差があるのですが、皆さん方はこれを受けて予算計上していくわけで、どの金額をつかむかによってこれからのヒアリングが違ってくるだろうし、どんな計算をしていますか。

県土整備局経理課長

多少説明が足りなかったようでございます。今お話しした102億円というのは、10月31日で一応期限を迎えるということを見込んでの算定というふうに伺っております。今後、平成22年度以降に適用期限が延長された場合、どうなるかということについては、詳細には伺ってはいないところですが、現状の法人二税のある程度の増収が見込まれているというようなお話も聞いておりますので、一定程度の増額というのはあり得るかなということでございます。

服部委員

そうしますと、今課長の5年間の750億円を5で割った150億円というのを次年度は考えて、皆さんも事業の量の把握や積み重ねをすると。150億円を念頭に入れていらっしゃるということですか。

県土整備局経理課長

法人県民税・事業税の超過課税分は、今の段階では約150億というふうな形で考えてはおります。

服部委員

そうした増収分は有り難いことだと思います。それこそ前代未聞の不景気の中で、生み出された法人県民税・事業税の超過課税でございます。この予定されている150億円、すべて道路等の事業、すなわち県土整備局の事業に充てられるのですか。

県土整備局経理課長

基本的な考え方といたしましては、かながわの道づくり計画を着実に進めるというように、必要な財源として活用させていただくということが基本でございます。さらに、直接の道路整備に対してだけではなくて、河川整備、海岸の高潮対策、いわゆる道路のインフラにおきます災害への対応の強化、こういった事業にも活用していくということを考えております。したがって、他の局が所管するというものは現時点では想定しておりません。

服部委員

私が伺ったのは、県土整備局の事業に充てられるのですかと伺ったのですが。

県土整備局経理課長

県土整備局の事業に充てられるということになります。

服部委員

使用目的については、様々な事業があったと思います。いつごろから当局がしてきたことなのかというのは、余りよく分かりませんが、前年度末辺りから、そういう方向がちらほら出ておりました。暗に検討されていたのでしょうか。いずれにしても先ほどの前の委員での皆様方の質疑の間で、道路等の社会基盤整備等、これについては理解させていただきました。今もちょっと課長のお話にありました道路を支えるインフラも含めているということだとか、前の委員の方が伺った際の答弁の中でも、電柱の地中化、また自動車道、歩道等の整備、様々な道路にかかわるそれらということだろうと思います。こうした様々な事業に充当されるというふうにも、先ほどのお答えでよく分かったところでございますが、150億円で道路等に関する事業がすべて終わってしまうわけではないわけですから、法人県民税・事業税の超過課税を活用して実施する事業費は、どのぐらいになるのかということでございます。

県土整備局経理課長

事業費の総額としては3,100億円程度となると想定しております。

服部委員

この中に法人県民税・事業税の超過課税分が入っていくわけでございますが、超過課税を活用しているこうした事業の財源構成はどのように予定されているのか、参考にお聞かせください。

県土整備局経理課長

今後どのような財源構成になっていくかというのは、御議決いただいた後に、予算編成の過程で決定していこうということでございます。ただ、今年度の予算の財源構成というようなことで申し上げるとしたら、国直轄以外の公共事業におきましては、総額53億2,600万でございます。このうち、国庫が25億6,000万円、ですからおおむね50%程度、県債が23億9,300万円程度でおおむね45%、残りが一般財源と特定財源というふうな形の構成割合になっております。

服部委員

それは53億の内訳だというふうに思うのです。国庫の25億円で50%、県債23億円で45%、残りが一般財源ということですから、一般財源は5億でいいですか。

県土整備局経理課長

一般財源は3億1,300万円程度になります。あと特定財源が5,900万余円あります。

服部委員

今の話を聞くと、ちょっとよく分からないのですが、国の公共工事を中心とした53億の割り振りですが、その中で一般財源は3億ちょっとという形になってくるのですが、何がよく分からないかということ、150億円の法人県民税・事業税の超過課税を充当するわけです。したがって、それをインクルードした事業全体の財源額は幾らだか、それは3,100億円だという前の答弁があって、その内訳が国からのお金もいろいろありますね、公共だとか、それで、真水の法人県民税・事業税の超過課税というのは、この中に入っているのか入っていないのか、結論的にはそこを伺いたいのです。法人県民税・事業税の超過課税を充当する事業が決まって、その事業全体が3,100億円だと、仮にそういうものであるとしたときに、その財源構成というのは様々な意味があって、財源全体を構成して支えているわけです。その中にどのぐらい真水としての法人県民税・事業税の超過課税分の150億円が入っていくと思うのですが、いろいろな調整があって、150億円そのまま入らないかもしれないけれども、恐らく150億円に近いだろうと思うのですが、その辺の充当事業と、それからその充当事業に要している財源構成の中に、真水としての超過課税がどのくらい入るのかということ伺いたいのです。

県土整備局経理課長

今申し上げたのは一例でございまして、国直轄事業以外の公共事業におきましては、そういった構成になっておりますということでございまして、実は、例えば県単事業などにも、今後、法人県民税・事業税の超過課税を充てていくというようなことも考えているところです。

例えば県単事業だけで申しますと、県債充当可能な事業につきましては、県債が69億4,200万円、一般財源が65億2,900万円、あと特定財源等で、総額が135億円というような数字もございます。先ほど、私の説明の中で部分的にしか説明してございませんので、一般財源の部分が少ないとかというようなところをとらえられてしまいました。いずれにいたしましても、この150億円が真水として入ってくるというような形になろうかというふうに考えております。

服部委員

答弁と私の質問とにかい離があると思っています。これ以上質疑してもあれなので、幹部の方どなたか説明を加えてくれますか、お願いします。

県土整備局企画調整部長

先ほど、かながわの道づくり計画で大体3,100億円、この充当が法人県民税・事業税の超過課税について、1年間で150億円ですが、5年間ですから750億円。その財源構成をどうするか、どのように充当するかは、今後、御議決をいただいた後で、財政当局と調整していきますので、どれだけどうなっていくかというのは、今の段階ではお答えできませんが、全体事業の3,100億円に対して、今回の収入全体は750億。どこに起債でやるのか、一般財源であるいわゆる真水を充てるのかというのは、財政当局と調整しながら配分していくということであります。

服部委員

本当に単純な確認ですが、この3,100億円というのは5年分なのですか。

県土整備局経理課長

5年分でございます。

服部委員

それで、部長のお話もよく分かりました。だったら合います。

例えばこの道路整備等に要する費用ですが、今回、法人県民税・事業税の超過課税を充当しようと、これから議会を通ったりして精査していくのですが、仮にその充当に選ばれた諸事業、これは今突然出た事業ではなくて、既に平成22年当初に入っているわけです。もちろん新たに生むものもあるかもしれないけれど、大体既存の中から選ぶわけです。その事業は、数年間、恐らく当初予算が計上されてきたものと思います。したがって、この法人県民税・事業税の超過課税充当の効果をきちっと分かるようにこの事業に充てた、そして、今までそれに要した予算はこうだったと、当初段階でもいいです、決算段階でもいいです、そこに150億円が入っていくというようなところを、分かりやすくしていただきたい。

今までと違って、地域経済、それから防災とこの2大柱の中で、また様々な中柱、小柱があって事業が体系化されて充当されてまいりました。今度は一本で、全庁的にまたがるのではなく、県土整備局ですから。したがって、その充当の状況とその効果が現れるように、その検証も年度の中でできるようにしていった方が、こういう不景気の中で尊い血税でございますから、その辺をお願いしたいなど、こんなふうに思います。何か所感があつたら聞かせてください。

県土整備局経理課長

委員の御指摘のとおり、活用事業の内容をかなり明確化して、今後絞っていくというようなことになりますので、県民の皆様、企業の皆様には十分お知らせしていくというような必要がございます。今までも超過課税につきましては、県のホームページですとか県のたより等で、当初予算案発表だとか決算時にもやっているところではございますけれども、更に今後分かりやすくしていくというふうな工夫が必要になるかと思っておりますので、この点についても政策局とも協議しながら進めていきたいと思っております。

服部委員

例えばこれまで法人県民税・事業税の超過課税で歳入の中での占有率というのが出てくる。超過課税に充てる事業の選択のヒアリングをやっている。議会が決定した事業を選択してやると。その事業の総事業費が幾らなのか、大体大柱、中柱、小柱で出てきます。その総事業にこの歳入分の超過課税の占有率を掛けて、この事業にはこれだけ法人県民税・事業税の超過課税が入っていますというふうに出してきたわけです。しかし、実際は各部局にわたっていますから、とらえようがない。でも今度はそういうことはできません。県土整備局だけのことでございますから、真水が各事業にどのぐらい行くのかということは計算が可能でございますので、それをやっていくべきだろうということを申し添えておきたいと思っております。

次の質問でございますが、さっきの課長のお話でも、法人県民税・事業税の超過課税が議決されるまでのおおよその収入、そして、その後の収入、もちろんまだ議会を通過していないから分かりませんが、法人県民税・事業税の超過課税は年度内に入ってくる歳入でございますので、その後はどうなるのかということとはよく分からないと思っております。したがって、県土整備局としては、平成22年度スタートした原点というのは押さえながら、これから来るであろう法人県民税・事業税の超過課税の対応というものをしていかなければいけないというふうに思います。その原点は、手元にもあるのですが、平成22年度神奈川県県土整備局政策提言というのがあるのですが、この中で法人県民税・事業税の超過課税のことなどは載っていない、議会で議決を経していないのだから載ってなくてもいいのですが、しかしながら結論的に言いますと、この宣言は必要なのか、必要ではないのかというふうに思う気持ちがわいてきます。

何点か具体的に伺いたいのですが、局の宣言というのは、そんなにニーズが高いものなのか、総合計画もあるし、県土整備局というのは、様々な個別のプランやコンセプトがあるわけですが、マスタープランだって、交通関連に関してもそうですが、何かにつけてあります。長期的な視点はどうしても必要だ、長期的な視野に立ったら、財源の措置もどうしても必要だ、県債発行も多い。だから一定の近未来を目指した対応をしていくことは、これは当たり前かもしれない。そういう中で、単年度に限って局として宣言していくということは、今言ったそういう近未来的な事業がたくさんある中で、今年度どうしようかというところをあえて知事とそれを合意するような形でまとめて、宣言をしていくというふうにまとめる必要性があるのかどうか、ちょっと疑問に思っております。決して悪いことではないけれども、時間のないところで、こういうようなことに時間を割くことがいいのかどうかと思っております。この県土整備局の政策宣言、知事との合意の下まとめまして書いてございますが、これはいつごろ、だれが知事と話し合って合意を得る結果となったものでしょうか。

県土整備局長

県土整備局の政策宣言につきましては、今年5月11日に政策会議の中で、私の方で発表しまして、知事に御理解いただいたという内容でございます。

局のマニフェストについて、今のお話の中では、忙しい中で時間を割いてまで、単年度の事業についてつくる必要はそれほどないのではないかというお話であったと思っておりますが、部局マニフェストにきっちり今年度の県土整備局の

やるべき目標を設定して、県民に公表して約束すると。そして、年度後半には策定状況を確認・検証するということをございます。これによりまして、仕事の進め方としては局の重点目標をしっかり据え、責任を持ってめり張りのきいた仕事を進める。我々が自分自身を律するという意味でも有効であるのではないかと認識しております。

服部委員

それは、知事と二人きりですか。

県土整備局長

政策会議の中で、他の局長あるいは県政総合センター長のいる中で、合意に至ったということをございます。

服部委員

政策会議の中でそれぞれ集まった人たちが知事と合意をしたと。所属における呼び掛けというのは、局長の意欲の表れ、または政策的な集約点を局として明確にしておきたいと、それを最高責任者の知事と合意したいと局長から願い出たのですか。

県土整備局長

政策宣言そのものについては、前からそういう制度がございましてやっていたわけですが、この内容につきましては、私の方で記載して知事と合意したわけをございます。

服部委員

その場で知事と合意をしたということですね。県土整備局長以外の局長も、そのときはみんな同じ気持ちで来たということで、よほど連携をとってそこで集まったのか知らないけれども、局長の自由な自主的な意思でそういう作業をして、その日に集まって、知事と合意をしたのですか、合意の下でまとめたのですか。

県土整備局長

その政策会議の際に各局長、あるいは県政総合センターの所長と知事の間で、政策宣言について合意しようという会議が行われました。合意の内容については、それぞれの局長、あるいは県政総合センターの所長が自ら考えまして、参加したものでございます。

服部委員

そうだったにしても、同じ日に同じときに、そういう方々が集まって知事と合意したというのは、どうも考えにくいのです。振り返ってみて結果的にそういう場であったかもしれない。でもなぜそうなったかというときには、類推させてもらおうと、それよりちょっと前に知事から各部局で考えたらどうなのと、総合計画もあるけれども、各局で一発決意発表みたいなのはまとめたらどうかという、事前にそういった呼び掛けがあって、事前に準備したものを持って、何月何日と先ほど局長もおっしゃったその日に、政策会議が行われて、それで合意をされたというふうに考えるのが自然ですが、したがって、呼び掛けは知事から先にあったのか、これは知事がこういうふうにして、各局に働き掛けたけれども、そこに本当に各局の主体的な意思が入っていたのかどうか、どうですか。知事に言われたからやったのではないですか。

#### 県土整備局企画調整部長

この部局政策宣言につきましては、平成19年度から既にやっております、局として、先ほど申しましたように施策の重点目標を定めて、効果的にやっついこうと。当然今年度もこういうものがあるというのは、部局の中で検討して、各課、各局で検討しながら、局長と一緒に検討しながら内容をまとめております。先ほど申したのは、5月11日に各局の局長と各地区の総合センターの所長が集まって、それぞれがそこで部局宣言について合意したと、こういう段階を経ております。

#### 服部委員

流れはそれでいいですけれども、初動期における呼び掛けが知事であったのかなのかという私の思いは、払しょくできません。しかし、そうであったにしても、皆さん方の自主的な意思が込められているということであれば、それはそうかなと思います。

でもよくよく見ると、政策というよりは、個別の推進目標をそこら中に散見できますので、それは皆さん方の決意の中でのことだと。局長と知事が合意文としてまとめて宣言すると。さっきの局長の話だと、それを県民に宣言していくというのは、別にそんなものではないのではないかと思うのですが、新組織の中で部局が責任を持てばいいというふうに思わざるを得ないのです。こういった努力目標というのは、皆様方の公務執行については大いに役立っているということであれば、やぶさかではありませんが、これ以上は言いませんが、ちょっとそういう心配をしたということで終わります。